

同時発表：中国運輸局

令和6年1月12日  
鉄道局鉄道事業課**芸備線再構築協議会の設置について**

— 改正地域交通法に基づく再構築協議会制度を全国で初めて適用 —

国土交通省中国運輸局は、令和5年10月1日に施行された改正地域交通法<sup>※</sup>に基づく、芸備線の一部区間（備中神代～備後庄原）の再構築協議会の設置に関する要請を受けて、関係する地方公共団体への意見聴取を実施した上で、芸備線再構築協議会の設置を決定しました。

<sup>※</sup>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

令和5年10月3日に西日本旅客鉄道株式会社から行われた地域交通法第29条の3第1項に基づく再構築協議会の設置に関する要請を受け、中国運輸局は、関係する地方公共団体への意見聴取を実施した上で、再構築協議会の設置について検討してまいりました。

本日1月12日、中国運輸局は、要請に係る区間を同条第3項の特定区間とする再構築協議会の設置を決定し、再構築協議会の構成員に通知しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、第1回芸備線再構築協議会の開催日については、令和5年度中の開催を目前に調整中です。開催が決まりましたら、別途、お知らせいたします。

## 記

## 【芸備線再構築協議会の概要について】

名称：芸備線再構築協議会

対象路線：芸備線

特定区間：備中神代駅～備後庄原駅

※ 広域的な見地から特定区間以外の区間も含めて備中神代駅～広島駅の区間について議論を行う

構成員：中国運輸局、岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市、  
JR西日本 ほか

## 【問い合わせ先】

鉄道局鉄道事業課 八木橋、福田 TEL：03-5253-8111(内線 40514)

(直通：03-5253-8539)

中国運輸局 鉄道部 計画課 遠北、落合、佐藤 TEL：082-228-8797

交通政策部交通企画課 河野、寺崎 TEL：082-228-3495